新潟市中央区上大川前通9番町1268番地2 株式会社新潟ビルサービス 代表取締役 鈴木 英介

平成27年度中之口地区体育施設 指定管理業務計画書

- 1. 施設整備にともなう利用の中止
- 2. 共用時間の変更
- 3. 大会・イベント時の会場保存について
- 4. 自主事業の実施
- 5. スポーツ事業の実施
- 6. 実施体制および配置スタッフ
- 7. 事前協議・再協議
- 8. 利用者(市民)への周知
- 9. 平成28年度の体育施設利用計画調整
- 10. 収支予算書

体育施設管理運営等の実施計画

指定管理施設の円滑な管理運営、来場者の快適な利用並びに利用の拡大に資するため、下記の とおり施設の利用中止、供用時間の変更、自主事業などを実施する。

記

1. 施設整備にともなう利用の中止

屋外施設について

- ・雨天時、またはコートの状況が不良の場合は利用を中止する。
- ・大会実施前日を中心に、利用者に支障のない範囲において、利用を中止して競技施設 の整備を実施する。

プールについて

・水温が23℃を下回る場合は利用を中止する

施設全般について

・利用者に支障のない範囲において、利用を中止して施設維持管理作業を実施する。

2. 供用時間の変更

土曜日・日曜日・祝日の大会・イベントに際して、主催者より要望があった場合は指定 管理者の提案書のとおり協議の上、施設利用時間の繰上げおよび延長を実施する。

大会・イベントによる施設利用時間の繰上げおよび延長は以下のように取り扱う。

体育館について

利用時間	①施設の利用時間は9:00から21:30までのうち利用の単位にあたる時間とする。 ②利用の単位は原則1時間の単位とする。 ③施設利用打合せ(利用日1ヶ月前まで)の際に最終決定する。 ④利用日の1ヶ月前を過ぎた時点で、 →悪天候による途中中止の場合を除き、時間の短縮はできない。 →他の利用者がいなければ延長は可能とする。 ⑤いかなる場合も、決定済みの「一般利用者」の申込を変更させることはできない。
繰上げ	①施設の利用開始時間は9:00とする。 ②利用の単位中に「大会・イベント」が終了できないなどの明確な理由があり主催者が希望する場合は、施設管理者と協議の上、開始時間を30分単位で繰り上げることができる。 ③利用時間内で開催できないなどの明確な理由がない場合は、開始時間を繰り上げることはできない。 ④施設利用打合せ(利用日1ヶ月前まで)で決定した繰上げ開始時間について、利用日の1週間前までは変更を可能とする。
延長	①施設の利用終了時間は 21:30 とする。 ②繰上げ②と同様の理由があり、主催者が希望する場合は、施設管理者と協議の上、 終了時間を 30分単位で延長をすることができる。 ③利用時間内で開催できない明確な理由がない場合は、終了時間の延長はできない。

※ 利用時間の中には、準備・片付け・清掃の時間が含まれます。 ※ 駐車場は、繰り上げた利用開始時間の概ね30分前から利用できます。 ※ 施設への立ち入りは、繰り上げた利用開始時間からとします。 ※ 使用料は前納とし、既納の使用料は原則として還付いたしません。

※ 利用申請書および使用料の支払いは、中之口体育館事務所にておこないます。

3. 大会・イベント時の会場保存について

大会・イベントの準備および開催が複数日にわたり会場の撤収をしない場合は以下のように取り扱う。

体育館 武道場 会議室 野球場	①主催者が撤収しないで会場保存を希望した場合は、指定管理者と協議の上、会場を保存することができる。 ②会場を保存する場合は、21:30までの使用料を徴収する。 ③大会・イベントの主催者立会いのもとで施錠する。 ④施設管理者は紛失等の責任は一切負わない。 ⑤現金・貴重品・飲食物・生き物・生ゴミの留め置きは禁じる。
テニスコート	①日毎に使用料を徴収し原則一般利用者に貸し出しを行う。 ②主催者が撤収しないで会場保存を希望した場合は、指定管理者と協議の上、会場を保存することができる。 ③施設管理者は施錠後の紛失等の責任は一切負わない。 ④現金・貴重品・飲食物・生き物・生ゴミの留め置きは禁じる。 ⑤悪天候による中止や予備日など、競技施設を利用しない場合は施錠を継続する。

4. 自主事業の実施

下表のとおり実施する。

区分		詳細	価格(税込)	
	コピー	白黒 1枚(A4・A3)	10円	
	(両面印刷は2枚分)	カラー 1枚 (A4)	50円	
	※ ①	カラー 1枚 (A3)	80円	
有料サービス	FAX	送信 1枚 (A3まで)	50円	
	* ①	受信	無料	
	スポーツ用品	シャトル	現在検討中	
		タオル	100円	
		浮き輪 (レンタル)	100円	
		ゴーグル	150円	
		スイミングパンツ	200円	
		<i>//1 < 2 / // 2 /</i>	3枚 500円	
	デリバリーサービス	弁当等、飲食物予約代行サービス等 ※現在検討中		

※① 金額は、コンビニエンスストアの価格と同額で設定

5. スポーツ事業の実施

NO	教室名	期日	対象	時間	参加費	内容	定員
1	テニス教室		中之口地区ス	19:00~	由之口州	4区スポーツ振興会と	給計由
2	婦人バレー教室	通年	ポーツ振興会と検討中	21:30	1212	SELVAN J IMPEL C	1801
3	ソフトバレー教室						
4	健康チェック教室	随時	高校生以上	13:00 ~ 14:00	500 円	体力測定を実地 し、個人カルテの 作成及びアドバ イス	2名
5	ヨガ教室	春・秋・冬	15 歳以上 (中学生除く)	10:30~ 11:30		ヨガ教室	20名
6	小学生水泳教室(水)		小学	17:00~ 18:00	500円 × 開催数	水慣れから泳ぎ の導入まで	20 名
7	小学生水泳教室(木)	夏	1~4 年生			蹴伸びからクロ ールまで	
8	水辺の安全教室		小学生と 保護者	10:00~ 12:00	無料	水事故予防	20名
9	運動イベント	随時	種目による			市民の運動習慣 の確立と補助	20名

6. 実施体制および配置スタッフ

中之口地区体育施設 スタッフ配置表

担当者	氏名	役割/雇用	略歴	資格
		施設長 防火管理者 正社員	公共 スポーツ施設 (6 年)	■防火管理者[甲種](財団法人日本防火協会)※5月取得予定 ■普通救命講習I(新潟市消防局) ■健康運動指導士
		指導員 正社員	スポーツ施設 (3 年)	■赤十字社公認救急法救急員 ■健康運動実践指導者
		指導員 正社員	_	■健康運動指導士
株式会社 新潟ビルサービス		指導員 正社員	_	■赤十字社公認救急法救急員
指定管理部		受付 パート	_	
		受付 パート	_	
		屋外施設整備 アルバイト	_	
	夏期プール監 視員	アルバイト	_	
	弊社清掃 スタッフ	パート	_	■AED

7. 事前協議・再協議

当実施方針に記載した施設利用中止及び自主事業等を変更又は追加するときは、事前に 新潟市(担当:西蒲区地域課)と協議をおこなう。

8. 利用者(市民)への周知

指定管理施設の利用方法や事業計画および報告については、「市報にいがた」「区だより」掲載や施設内掲示などにより、利用者への事前周知を図る。

また、施設案内リーフレット「中之口体育施設等のご案内」を準備し周知を図るとともに、管理運営を進める上で起きた変更点や改善点については、即座に修正を加え遅滞なく周知する。

9. 平成28年度の体育施設利用計画調整

中之口体育施設については、他の公共施設と協力して、大会等に関する利用計画の調整をおこなう予定である。

10. 収支予算書(次頁)

以上